

# ● 下水道のこと知っていますか？ ●

家庭や事業所から流れる汚水をきれいな水に処理するための施設の維持管理に必要な費用にあてるため、使用されたみなさんから使用料として収めていただくものです。  
\*下表を参考にしてください。

## 下水道使用料とは

公共下水道は不特定多数の人が利用する道路とちがい、限られた特定の地域の人のみが利益を受けます。そのため直接利益を受ける人に建設費の一部を負担して収めていただくのが加入負担金です。

## 加入負担金とは

公共下水道の接続申請時に加入負担金一戸あたり10万円が必要となります。また、公共下水道を使用されると下水道使用料が水道料金に加算させていただきます。

公共下水道を使用するための加入負担金と下水道使用料は…



## 下水道使用料金表

区分	一般排水 300㎡ まで	中間排水 300㎡を 超え 750㎡以下	特定排水 750㎡を 超える分
下水道使用料 (下水道使用量 1㎡につき)	120円	152円	180円

\*下水道使用料には消費税相当額が加算されます。  
\*特定排水(1か月750㎡を超える分)で汚水を排出される場合、水質区分に応じて水質使用量が加算されます。

# 地域再生計画に認定されました

今年度、国では、地域活力の再生を支援するため、「地域再生基盤強化交付金」が設けられ、斑鳩町も認定されました。

斑鳩町では、愛すべきふるさと「新斑鳩の里」を未来に引き継ぐことをテーマに、住民と連携しながら、環境共生型のまちづくりをすすめていきます。そのため、この交付金により、公共下水道事業と浄化槽設置整備事業を円滑にすすめる、汚水処理施設の普及促進をおこないます。



7月19日地域再生計画認定書授与式



こんな制度もあります

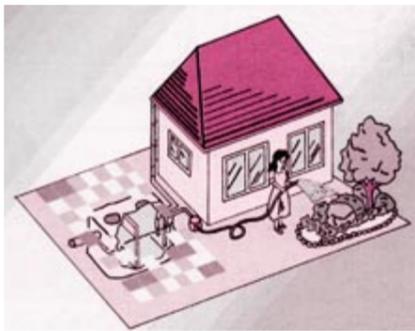
## 融資あっせん及び利子補給の概要

融資あっせん額	排水設備工事など1件につき60万円以内
償還方法	借りた月の翌月から60か月以内(元利均等償還)
利子補給	融資あっせん資金完済後、利息分を町からおかえしします。

公共下水道へ加入されるみなさんに、工事および加入負担金について、一時的な費用の負担を軽減する目的で、融資あっせんおよび借入れの利子補給をおこなう制度があります。詳しくは、下水道課までお問い合わせください。

## 改造資金の融資あっせんおよび利子補給制度について

**浄化槽雨水貯留施設  
転用補助について**  
公共下水道に接続されるみなさんで、不用になった浄化槽を改造して庭の散水などに利用する場合、町より工事費の一部を補助します。ご利用ください。  
補助金の額 改造工事に必要な費用の3分の2(ただし、10万円を上限とする)



浄化槽を雨水貯留施設に改造し、植木等の水やりに利用



下水道を正しく使うためには…



ゲンジくんやホタルちゃんが気づいたように、下水道を正しく使うには一人ひとりの心配りと同様に、接続前の環境をきちんと整えることも大切です。  
公共下水道が使用できる区域になると、台所・風呂・トイレなどの、排水設備工事が必要です。(現在、し尿浄化槽を使用されている場合はすみやかに、くみとりトイレを使用されている場合は3年以内に改造をお願いします。)  
公共下水道への接続工事は、正しくおこなわないと故障の原因となります。町では、工事に必要な専門の技術と資格を持った責任技術者のいる業者を、斑鳩町排水設備指定工事店として指定しています。  
この指定を受けた業者でないと公共下水道へ接続するための排水設備工事はできません。(ご注意ください。)

## 悪質な下水道排水管の点検・清掃業者に注意!

宅内排水設備の点検や清掃をおこなう業者のなかで、「町から依頼されている」等のまぎらわしい営業活動をおこなう業者があります。斑鳩町下水道課では、使用中の排水管の清掃や点検業務は一切おこなっていません。また、このような業務を紹介訪問させることもありません。そのような業者が訪問した場合は身分の確認をするなど、十分注意してください。

## 公共下水道整備工事にご協力ください

住みよい環境づくりのために、一日も早く町内全域に公共下水道が普及できるように計画的に整備をすすめています。  
また、工事期間中、住民のみなさんに迷惑をおかけしますが、安心して快適な生活をしていただくため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

公共下水道に関する問合せ

下水道課(0745)242406

ご協力をお願いします



排水設備工事の申し込みから使用開始までの流れ

<b>使用開始の届出と使用</b>  指定工事店を通じて使用開始届出をお願いします。公共下水道の使用と同時に下水道使用料金をいただくこととなります。	<b>工事完了と検査</b>  工事完了後、指定工事店は町に完了届を提出し、町の職員の立会いのもと検査をおこないます。	<b>着工</b>  排水設備工事計画確認通知書を交付すると、指定工事店は、工事に着工します。	<b>排水設備工事の申請</b>  依頼した指定工事店が、みなさんに代わって提出します。このときに加入負担金の納入をお願いします。	<b>排水設備工事の申込</b>  各家庭で指定工事店に工事を依頼してください。このとき、見積りをとり十分検討したうえで指定工事店を決めましょう。
--	---	---	---	---